

【計算例2】ワンストップ特例を適用しない場合（上限額以上に寄附した場合）

1 計算の前提となる寄附金額等

項目	金額	備考
寄附した金額	48,000円	
総所得金額等	1,424,000円	
所得控除額	1,060,000円	
課税総所得金額	364,000円	
算出所得割額	36,400円	内訳：特別区民税21,840円、都民税14,560円
調整控除額	2,500円	内訳：特別区民税1,500円、都民税1,000円
調整控除後の所得割額	33,900円	内訳：特別区民税20,340円、都民税13,560円

2 控除額の計算

計算項目	控除額		計算式	備考
(ア) 基本控除額	特別区民税	2,760円	$(\text{寄附金額}48,000\text{円} - \text{自己負担額}2,000\text{円}) \times 6\%$	
	都民税	1,840円	$(\text{寄附金額}48,000\text{円} - \text{自己負担額}2,000\text{円}) \times 4\%$	
	合計	4,600円	特別区民税分2,760円 + 都民税分1,840円	
(イ) 特例控除額	特別区民税	4,068円	$(\text{寄附金額}48,000\text{円} - \text{自己負担額}2,000\text{円}) \times 84.895\% \times 6/10$	上限額4,068円（調整控除後の所得割額20,340円 × 20%）
	都民税	2,712円	$(\text{寄附金額}48,000\text{円} - \text{自己負担額}2,000\text{円}) \times 84.895\% \times 4/10$	上限額2,712円（調整控除後の所得割額13,560円 × 20%）
	合計	6,780円	特別区民税分4,068円（上限） + 都民税分2,712円（上限）	
控除額の合計	特別区民税	6,828円	基本控除額2,760円 + 特例控除額4,068円	
	都民税	4,552円	基本控除額1,840円 + 特例控除額2,712円	
	合計	11,380円	特別区民税分6,828円 + 都民税分4,552円	

上記の計算により、寄附金額48,000円のうち、2,000円は自己負担、11,380円は住民税から、所得税分（約2,348円）は所得税から控除されます。

（割合Bを用いて算出する特例控除額と上限額との差分（約32,272円）は、所得税・住民税ともに控除されません。）